

随意契約見直し計画

平成 20 年 4 月
沖縄振興開発金融公庫

1. 随意契約の見直し計画

- (1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成 20 年度以降、順次可能なものから一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(28.2%) 29	(38.7%) 3.38
一般競争入札等	競争入札			(25.2%) 26	(17.3%) 1.51
	企画競争等	(-%) -	(-%) -	(34.0%) 35	(30.9%) 2.70
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(100%) 103	(100%) 8.75	(12.6%) 13	(13.1%) 1.15
合 計		(100%) 103	(100%) 8.75	(100%) 103	(100%) 8.75

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(注 3) 沖縄振興開発金融公庫法第 20 条に定める業務の委託に係る手数料を除く

【同一所管法人等】（該当なし）

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの （18年度限りのものを含む。）				(-%) -	(-%) -
一般競争入札等	競争入札			(-%) -	(-%) -
	企画競争等	(-%) -	(-%) -	(-%) -	(-%) -
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(-%) -	(-%) -	(-%) -	(-%) -
合 計		(-%) -	(-%) -	(-%) -	(-%) -

（注1）見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

（注2）金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

（注3）沖縄振興開発金融公庫法第20条に定める業務の委託に係る手数料を除く

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの （18年度限りのものを含む。）				(28.2%) 29	(38.7%) 3.38
一般競争入札等	競争入札			(25.2%) 26	(17.3%) 1.51
	企画競争等	(-%) -	(-%) -	(34.0%) 35	(30.9%) 2.70
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(100%) 103	(100%) 8.75	(12.6%) 13	(13.1%) 1.15
合 計		(100%) 103	(100%) 8.75	(100%) 103	(100%) 8.75

（注1）見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

（注2）金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

（注3）沖縄振興開発金融公庫法第20条に定める業務の委託に係る手数料を除く

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）に定められた国の基準に準じ、以下のとおり改正することとした。

- ・ 役務の供給を受けるものについて、「250 万円を超えないもの」から「100 万円を超えないもの」に変更

(3) 随意契約の公表の基準について、公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号）に定められた国の基準に準じ、公表することとした。

ただし、予定価格及び落札率について、同種の契約が年度内に複数見込まれる場合は、公表しない。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

平成 20 年度以降、以下の措置について可能なものから順次実施し、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行する。

(1) 一般競争入札の推進

随意契約を行うものは、真にやむを得ないものに限定し、一般競争入札等へ移行するよう努めることとする。

(2) 契約事務等の効率化

随意契約基準の見直し、一般競争入札等の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、事務の体制、入札・契約手続きの在り方、作成書類の内容など契約事務等の効率化について検討する。

(3) 複数年度契約の導入

システム関連の機器調達・保守契約等の複数年度にわたる期間を前提にしている契約で、国においてはすでに複数年度契約を締結しているものなどについて、競争入札を実施する際に複数年度契約の導入を図る。

3. その他

公共調達の競争性、公平性及び透明性を確保するため、随意契約によることとした理由等の審査、決裁等を複数の者により行うことなど、必要な担当職員の確保等体制の強化に向け、関係方面の理解を求めつつ、更に内部牽制体制を有効かつ適切に機能させていく。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載。

(参考) 随意契約の見直し状況

合 計	18年度実績			見直し後		
	一般競争等	競争性のない 随意契約	割合	一般競争等	競争性のない 随意契約	割合
(金額) 13.74	4.99	8.75	64%	12.59	1.15	8%
(件数) 123	20	103	84%	110	13	11%

(注1) 平成18年度に締結した支出原因契約（少額随意契約は除く。）の金額及び件数。

(注2) 見直し後の金額及び件数は、18年度実績ベース。

(注3) 金額の単位は億円。

(注3) 競争性のある契約方式には、事務・事業の取り止め等を含む。

(注4) 金額の計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。